

# 長野市霊園管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長野市開発公社（以下「公社」という。）が経営する長野市霊園（以下「霊園」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 長野市霊園の区域及びその区域内に設けられる一切の施設をいう
- (2) 墓域 墳墓を造営し、又は碑石を建設する場所をいう
- (3) 墳墓 焼骨を埋葬する施設をいう
- (4) 碑石 墳墓でない碑表をいう
- (5) 壁面墓地 自然石やコンクリート構造物によって連続的に壁を造成し、その壁面に碑石を配し、埋蔵施設として利用した墓地形式をいう

(死体の埋葬の禁止)

第3条 霊園には、死体を埋葬することはできない。

(使用目的の制限)

第4条 霊園は、墓の用に供する目的以外に使用することができない。ただし、公社が特に認めるものについてはこの限りではない。

(墓域の使用者)

第5条 墓域は墳墓を造営し、又は碑石を建設して、その祭祀を主宰する者に使用させる。

(使用の申し込み及び承諾)

第6条 墓域を使用しようとする者は、別記第1号様式による使用申込書を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定により墓域の使用の申し込みがあった場合において墓域を使用させることに支障がないと認めたときは、別記第2号様式による承諾証書を当該申込者に交付するものとする。

(使用料等の徴収)

第7条 公社は墓域の使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）から永代墓域使用料及び霊園管理料を徴収する。

- 2 永代墓域使用料及び霊園管理料の額は、それぞれ別表に定めるところによる。

(使用料等の徴収時期及びその方法)

第8条 永代墓域使用料は、墓域の使用の承諾をするときに承諾書と引き換えに徴収する。

- 2 使用者は、公社に対して事務費並びに環境整備費、墓地の管理に要する費用として霊園管理料を公社が定めた時期までに支払わなければならない。
- 3 公社は、物価の変動等の事由により、相当と認められる範囲内で第7条に定める

霊園管理料を改定することができるものとする。

(使用料の不還付)

第9条 既納の永代墓域使用料及び霊園管理料は還付しない。

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第10条 使用の権利(以下「使用権」という。)はこれを譲渡し、又は転貸することはいない。

(使用権の承継)

第11条 使用権は、墓域にかかる祭祀を主宰する者にのみ承継することができる。

2 前項の規定により使用権を承継した者は別記第3号様式による使用権承継届書を遅滞なく公社に提出しなければならない。

(墓域の施設の設置基準)

第12条 墓域に設置する施設は、次の各号に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 墳墓、碑石又はこれに類する施設、形状及び高さは公社が指定する規格統一墓域については、別図第1のとおりとし、指定墓域以外の墓域については施設の高さを墓域の地盤から2.5メートル以内とする。

(2) 樹木の高さは、墓域の地盤から0.8メートル、指定墓域以外の墓域は通路地盤から2.0メートル以内とし、成長の著しくない常緑樹に限る。制限を超える場合は使用者において刈り止めなければならない。

2 墓域に設置する施設は境界から0.05メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、隣接使用者及び公社の承諾を受けたときは、この限りでない。

3 壁面墓地については、別図第2のとおりとする。

(使用者の管理義務)

第13条 使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓域内の管理をしなければならない。

(1) 墓域については、使用者が責任をもって管理し、墳墓等の安全について考慮し、また、墓域内の清掃、墓域内の植栽の剪定、除草等を自らの責任で行うものとする。

(2) 使用者は墳墓等が転倒の危険、そのほか他人に迷惑を及ぼす恐れのあるときは、速やかに修復等必要な措置をしなければならない。

(使用承諾の取り消し)

第14条 公社は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の承諾を取り消すことができる。

(1) 霊園管理料を5年間納付しないとき

(2) 偽りにより使用承諾を受けたとき

(3) 使用者が住所不明となり5年を経過したとき

(4) 承諾の条件に違反したとき

(使用権の消滅)

第 15 条 霊園の使用権は、次に該当する場合には消滅する。

- (1) 埋葬後 20 年を経過して使用者又はその承継人の住所が不明であり、かつ縁故者がいないとき

(無縁墳墓の改葬)

第 16 条 公社は前 2 条の規定により霊園の使用承諾を取り消し、又は使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができるものとする。

(墓域の返還及び原状回復)

第 17 条 使用者は墓域を返還しようとするときは、遅滞なく公社に別記 4 号様式による返還願を提出して墓域を返還しなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定により墓域を返還するとき、又は前条の規定により使用承諾を取り消されたときは、墓域を現状に回復しなければならない。
- 3 使用者が前項の規定による原状回復をしないときは、公社が代わってこれを行い、その費用は使用者から徴収するものとする。

(行為の禁止)

第 18 条 何人も霊園においては次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) みだりに火気を扱うこと
- (4) はり紙、若しくは立札をし、または広告すること
- (5) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は駐車をすること
- (6) その他公序良俗に反する行為をすること

(代理人の選定及び義務)

第 19 条 使用者が長野市に住所を有しないとき、又は有しなくなったときは、長野市に住所を有する者を代理人として選定し、別記第 5 号様式により公社に届出なければならない。代理人を変更したときも同様とする。

- 2 代理人は、使用者に代わってこの規定による使用者の義務を負わなければならない。

(施設設置の届出)

第 20 条 使用者は墓域に墳墓、碑石等の施設を設置し、又は改修しようとするときは、別記第 6 号様式による施設設置届書を公社に提出し、別記第 6 号の 2 様式による長野市霊園施設設置許可証の交付を受けなければならない。

- 2 使用者は、前項の設置又は改修が完了したときは、別記第 6 号の 3 様式による工事完了届出書を公社に提出し、検査を受けなければならない。

(埋葬の届出)

第 21 条 使用者は焼骨を埋蔵しようとするときは、別記第 7 号様式による埋蔵届書に火葬

許可書又は改葬許可書を添えて公社に提出しなければならない。

(改葬の届出)

第22条 使用者は焼骨を改葬しようとするときは、別記第8号様式による改葬届書に改葬許可書を添えて公社に提出しなければならない。

(住所変更又は改名の届出)

第23条 使用者が住所を変更し、又は改名したときは、遅滞なくその旨を公社に届出なければならない。

(使用承諾証書の書き換え又は再交付手数料)

第24条 霊園使用者が、次の各号の一に該当するときは、速やかに使用承諾証書の書き換え又は再交付を受けなければならない。

- (1) 霊園の使用を承継しようとするとき
- (2) 使用承諾証書を紛失、又はき損したとき
- (3) 前条に該当したとき

2 前項の規定により使用承諾証書の書き換え又は再交付を受けようとするときは、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 住所変更  | 500円  |
| (2) 使用权承継 | 1000円 |
| (3) 証書再交付 | 1000円 |

3 公社は、物価の変動等の事由により、相当と認められる範囲内で前項に定める手数料を改定することができるものとする。

(使用权承継の承諾)

第25条 長野市霊園使用承諾証書が提出されたときは、前使用者は移転につき承諾したものとみなす。

(補償及び補修)

第26条 使用者がその責に帰すべき事由により、隣地及び霊園の施設に損害を与えた場合には、使用者の負担により補償又は補修をしなければならない。

2 地震、天災等の不可抗力あるいは第三者の行為による墳墓等の倒壊、破損については、公社は責任を負わないものとする。地震、天災等で墳墓が倒壊、破損した場合には、使用者は自己の費用で早急に修繕、復旧するものとする。

(その他)

第27条 この規定に定めるもののほか、霊園の管理について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、昭和48年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成4年12月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成12年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成20年9月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、一般社団法人長野市開発公社の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

## 別表

## 永代墓域使用料及び霊園管理料金額

## ・永代墓域使用料

苑 名	金額 (1 m <sup>2</sup> /当たり)
いちい 苑	130,000円
むくげ 苑	130,000円
あかまつ 苑	130,000円
ねむの木 苑	175,000円
つつじ 苑	130,000円
百日紅 苑	130,000円
五月 苑	130,000円
紫陽花 苑	175,000円
ならの木 苑	130,000円
もみじ 苑	175,000円
しなの木 苑	130,000円
さくら 苑	175,000円
団体墓地	175,000円
カトリック墓地	175,000円

## ・霊園管理料

苑 名	金額 (1 m <sup>2</sup> /1年間)	墓地再貸付による管理料
いちい 苑	800円	1,000円
むくげ 苑	800円	1,000円
あかまつ 苑	800円	1,000円
ねむの木 苑	800円	1,000円
つつじ 苑	1,000円	1,000円
百日紅 苑	800円	1,000円
五月 苑	800円	1,000円
紫陽花 苑	800円	1,000円
ならの木 苑	800円	1,000円
もみじ 苑	800円	1,000円
しなの木 苑	800円	1,000円
さくら 苑	1,000円	1,000円
団体墓地	1,000円	—
カトリック墓地	1,000円	—

(注) 団体墓地は15世帯契約、カトリック墓地は理論区画数248区画契約